

# 難病医療提供体制整備事業に定められている難病医療コーディネーターの役割

## ○難病医療提供体制整備事業の概要

入院治療が必要となった難病の患者に対し、適時に適切な入院施設の確保等が行えるよう、地域の医療機関の連携による難病医療提供体制の整備を図る。

## ○実施方法

都道府県は、難病医療連絡協議会を設置するとともに、二次医療圏ごとに1か所ずつ難病医療協力病院(※1)を整備し、そのうち原則として1か所を難病医療拠点病院(※2)に指定し、難病患者のための入院施設の確保を行う。

(※1) 拠点病院等からの要請に応じて、難病の患者の受入れ等を行う。

(※2) 地域の実情に応じて、都道府県から難病医療連絡協議会の業務の受託を行う。

## ○難病医療コーディネーターの役割

難病医療連絡協議会は、円滑な事業の推進のため、保健師等の資格を有する難病医療コーディネーター(平成26年度までは難病医療専門員)を原則として1名配置し、次の事業を行う。

- ・ 難病医療の確保に関する関係機関との連絡調整
- ・ 患者等からの各種相談を受け、必要に応じ保健所等の関係機関への適切な紹介や支援要請
- ・ 患者等からの要請に応じて入院患者の紹介を行うなど、難病医療確保のための連絡調整
- ・ 医療従事者向けに難病研修会を開催

